

オホーツク管内小・中学校等教職員人材公募実施要項

(令和4年10月7日オホーツク教育局長決定)

第1 目的

この要項は、「オホーツク教育局管内公立小中学校教職員人事異動実施要項」(昭和54年11月26日網走教育局長決定。以下「人事異動実施要項」という。)に基づき、人材公募により管内の教職員構成の適正化を促進するとともに、教職員が持つ能力や意欲を有効に活用し学校を活性化することで、管内学校教育の一層の充実を図ることを目的とする。

第2 公募校の指定

- 1 オホーツク教育局(以下「教育局」という。)は、人事異動実施要項の2の(1)に定める斜里ブロック及び紋別ブロックの小学校、中学校及び義務教育学校の中から、人材を公募する学校(以下「公募校」という。)を募集する。
- 2 公募校の指定を受けようとする学校を所管する市町村教育委員会(以下、「公募申請教育委員会」という。)は、別紙1「オホーツク管内小・中学校等教職員人材公募申請書(以下「申請書」という。)」を作成し、教育局に提出する。
- 3 教育局は、公募申請教育委員会から提出された申請書の内容を審査の上、公募校を指定し、当該公募校を所管する市町村教育委員会(以下「公募校所管教育委員会」という。)に通知する。

第3 教職員の応募手続き

- 1 教育局は、公募校の指定後、次に掲げる事項を明示した人材の公募に関する案内を作成し、市町村教育委員会を通じ第4に定める対象者に周知する。
 - (1) 公募内容
 - ア 学校の魅力・特色
 - イ 現状(課題)
 - ウ 目指す姿(目標)
 - エ 取組内容
 - オ 公募指定年数
 - カ その他、地域の特色や教育委員会による支援策・取組等
 - (2) 応募資格
 - ア 職名・所有免許
 - イ 求める人物像
 - ウ その他参考事項
- 2 前項第1号(1)オの公募指定年数は、3年から人事異動実施要項に定める公募校の基準勤務年数までの間の年数とする。
- 3 人材公募に応募する教職員(以下「応募者」という。)は、別紙2「オホーツク管内小・中学校等教職員人材公募申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記載し、所属校の校長に提出する。
- 4 応募者から申込書の提出を受けた所属校の校長は、当該申込書に意見を付して応募者の所属校を所管する市町村教育委員会(以下、「応募者所管教育委員会」という。)に提出する。
- 5 申込書の提出を受けた市町村教育委員会は、当該申込書に意見を付して教育局に提出する。

第4 対象者

人事異動実施要項の適用を受ける教諭のうち、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 教諭として採用後7年以上かつ2校以上の勤務経験を有する者
- (2) 現在校に3年以上勤務している者
- (3) 公募校の校種、教科等に必要な教育職員免許状を有する者

第5 選考方法等

- 1 教育局は、応募者から提出された申込書を審査の上、公募校所管教育委員会及び公募校の校長とともに応募者の面接を行うことにより選考する。
- 2 選考の結果については、応募者所管教育委員会を通じ応募者に通知するとともに、公募校所管教育委員会に通知する。
- 3 選考の結果、適任と認められた者は、原則、翌年度の定期人事異動で公募校に配置する。

第6 人事上の取扱い

この要項に基づき公募校に異動した者については、公募指定年数を人事異動実施要項の2の(2)に定める基準勤務年数とみなして当該要項を適用する。

なお、公募校において、公募指定年数勤務した者が、引き続き当該公募校での勤務を希望する場合は、当該勤務校における引き続き勤務期間が人事異動実施要項の2(2)に定める基準勤務年数に達するまでの間、当該公募校における勤務を可能とする。

第7 その他

この要項に定めのない事項については、教育局と市町村教育委員会が協議の上、決定するものとする。

附 則

この要項は、令和4年10月7日から施行する。